



2026 年 1 月 15 日
四国通建株式会社

「パートナーシップ構築宣言」の更新について

四国通建株式会社（以下、当社）は、2020 年 7 月 21 日に宣言いたしました「パートナーシップ構築宣言」につきまして、2026 年 1 月 15 日付で宣言内容の更新を行いましたのでお知らせいたします。

「パートナーシップ構築宣言」とは、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを企業の代表者が宣言するものです。

当社は引き続き、サプライチェーン全体の付加価値向上および、取引先との共存共栄の構築を目指し、適正な取引の推進に取り組んでまいります。

以上

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に積極的に取り組む。
- 健康経営に係るノウハウの提供や健康増進施策の共同実施を通じ、パートナー会社の健康経営支援に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

独占禁止法をはじめ取引に関する各種法令を遵守し、市場において透明で公正な取引・競争を行います。また、お客様・取引先・政治・行政等との健全かつ正常で透明な関係を維持します。パートナー会社とは、互いの立場を尊重し、良好な協力関係を保持し続けて、共に社会課題の解決に寄与する役割を果たします。

2020年7月21日
(2026年1月15日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

四国通建株式会社

代表取締役社長 高木 康弘